

- ①建設業許可を有すること
- ②経営事項審査を受審していること
- ③地方自治法施行令第167条の4に規定する欠格要件に該当しないこと
- ④県税、消費税及び地方消費税の未納がないこと
- ⑤役員等及び主要な株主等(5%以上保有)に、暴力団等との関係がないこと
- ⑥250万円を超える施工実績があること
 - 申請業種ごとに、経営事項審査における平均完成工事高が、250万円を超えていること。
 - 大工/左官/石/屋根/タイル・れんが・ブロック/鉄筋/しゅんせつ/板金/ガラス/内装仕上/熱絶縁/さく井/清掃施設については、平均完成工事高が100万円でないこと
 - 完成工事高は、民間工事・下請工事も対象
- ⑦社会保険(健康保険、厚生年金保険、雇用保険)未加入でないこと
 - 加入義務がない場合(適用除外)を除く

建設業許可業者、令3条に規定する使用人及び法定代理人も対象になります

新 業者評価制度

(令和6・7年度入札参加資格審査用)

和歌山県

新業者評価制度の改正点

①地方基準点項目について

| 項目名 | 令和4・5年度の内容 | 令和6・7年度の内容 |
|-------------------------------|--|---|
| 申請業種 | 「とび・土工・コンクリート工事」及び「解体」について、審査対象となる経営事項審査における総合評価値通知書の平均完成工事高の合計金額が250万円以下の場合申請不可 | 「とび・土工・コンクリート工事」及び「解体」について、審査対象となる経営事項審査における総合評価値通知書の平均完成工事高の金額がそれぞれ250万円以下の場合申請不可 |
| 障害者雇用 | 法定義務建設業者(43.5人以上雇用)は、雇用率(2.3%以上)を達成するために必要な雇用者数に1を加えた人数以上を雇用した場合、20点を加算 | 法定義務建設業者(40人以上雇用)は、雇用率(2.5%以上)を達成するために必要な雇用者数に1を加えた人数以上を雇用した場合、20点を加算 |
| 完全週休二日制の取組 | - | 審査基準日において就業規則等で完全週休二日制を規定し、労働基準監督署に届け出ている場合には、全ての許可業種に対して30点 ※完全週休二日制とは「毎週必ず2日間の休みがある制度」を指します。休日は連続していることを要しません。 【例】休日を「土曜日及び日曜日」と定めている |
| 技術者数 | - | 建設業法施行規則等改正(令和5年7月1日施行)に伴う「技士補」を加算対象に追加 |
| 粗雑工事を行い入札参加資格停止措置を受けた者に対する取扱い | - | 「和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱」別表1・1に記載のある、過失による粗雑工事等による入札参加資格停止措置を受けた者に対しては、停止措置を受けた日から2年間、「高得点工事成績」「和歌山県優良工事表彰」及び「優秀施工者」による加算を認めない |

②入札参加資格審査における提出書類について

| 項目名 | 令和4・5年度の内容 | 令和6・7年度の内容 |
|------|--------------------|---|
| 添付書類 | 県税の納税証明書(原本)の添付が必要 | 県税の納税証明書の添付を不要とし、「和歌山県税に未納がないことの誓約書 兼 情報提供の同意書(添付書類キ)」の提出をもって技術調査課から税務担当部署へ未納の有無を照会 |
| | - | ①継続申請で、②令和4・5年度以降に「災害時等対応重機」または「災害時対応仮設資材」の加算があり、③同様の「重機」または「仮設資材」を申請する場合、直近の「災害時等対応重機調書(様式第9号の2)」と「災害時対応仮設資材調書(様式第9号の4)(その1)」の写しの添付が必須 |

新「業者評価制度」とは

和歌山県では、平成19年6月15日に発表しました「公共調達制度改革」に基づき、平成20年6月から条件付き一般競争入札を全面的に導入しています。

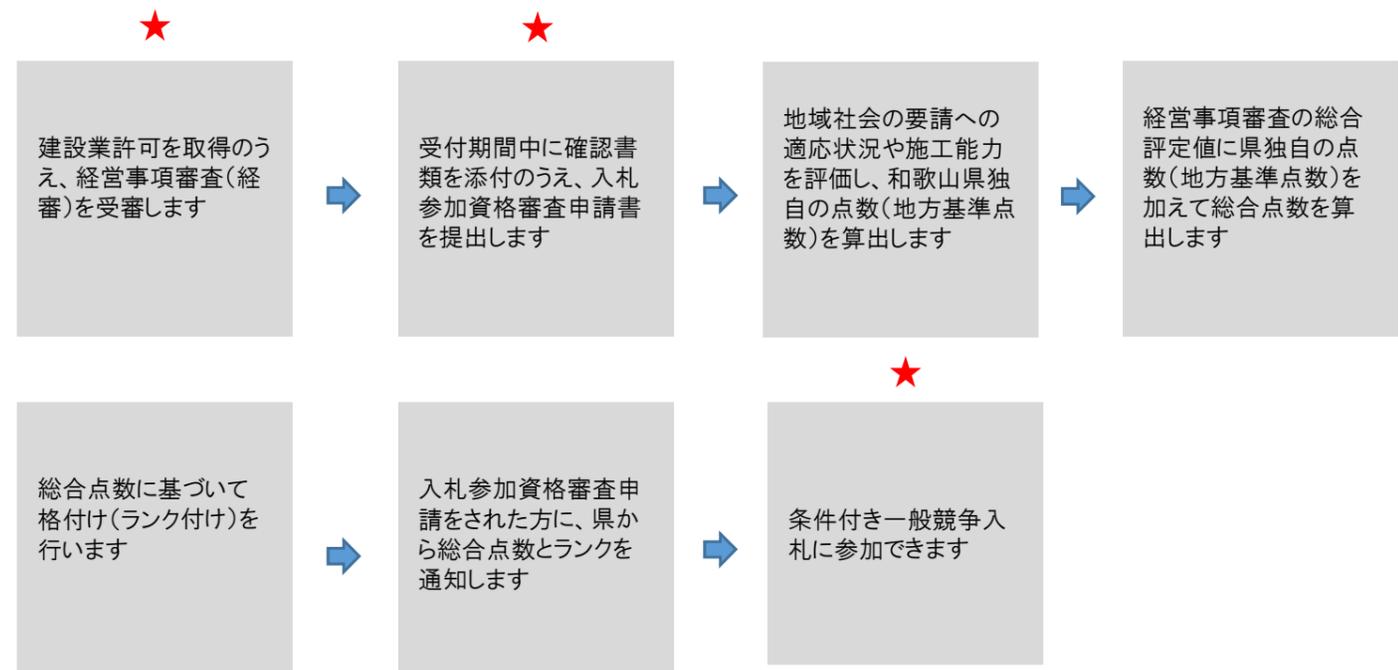
その導入にあたり、

- ①不良不適格業者の排除
- ②工事における品質の確保
- ③地域社会の要請に応えうる県内優良業者の育成

入札参加資格審査の厳格化と施工体制のチェック強化
技術力、施工実績等を重視
災害時の貢献等を評価項目に追加

の3つの観点から、新たな業者評価を行うために導入した制度です。この制度は、和歌山県の建設業界の健全な発展を支援し、成長する企業の応援を目的とした「適正な競争」を確保するための環境整備の一環です。

県工事の入札に参加するまでの流れ(★は建設業者の皆様が行うこと)



～お問い合わせ先～

●和歌山県 県土整備部 県土整備政策局 技術調査課 フリーダイヤル 0120-232-049
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/index.html>

新業者評価制度

①不良不適格業者の排除、②工事における品質の確保、③地域社会の要請に応える県内優良業者の育成、という3つの課題を全て解決するため、和歌山県独自の評価項目を数多く導入しています。(最大930点)

経営事項審査の総合評定値

最大2,159点



和歌山県の独自評価点数(地方基準点数) ※令和6・7年度 資格審査用

最大 930点

コンプライアンス(地域社会の要請への適応)の観点からの業者評価

最大 490点

| 分野 | 項目 | 評価の基準 | 付与点数 |
|------------------|---|--|-------|
| 法令遵守 | ★ 独禁法の遵守体制の整備 | 体制整備を行った場合、30点を加算 | 30 |
| | ★ 暴力団等排除への取組 | 不当要求防止責任者講習を受講した場合、30点を加算 | 30 |
| 災害復旧への貢献 | ★ 災害時等対応重機の所有 | バックホウまたはトラクターショベルとダンプトラック(いずれも運転者付き)所有で30点を加算 | 30~60 |
| | ★ 災害時等対応仮設資材の所有 | H型鋼:3t所有で10点を加算。鋼矢板:8t所有で10点を加算。 | 10~20 |
| | ★ 大規模災害時の応急対策業務の取組 | 県と大規模災害時の協定を締結し、かつ協力体制が整っている場合、40点を加算。また、市町村と大規模災害時の協定を締結し、かつ協力体制が整っている場合、10点を加算。(ただし、県との協定締結と重複加算は行わない) | 10~40 |
| 環境等への配慮 | ★ 災害時等緊急対応への貢献 | 国、地方公共団体又は施工実績認定基準に定める法人の要請により和歌山県内において、災害時等緊急対応した場合、又は路面凍結等の不測時に緊急対応した場合、1工事につき20点を加算 | 20~60 |
| | ★ ISOシリーズの認証取得 | 9000シリーズの認証を取得した場合、20点を加算 14000シリーズの認証を取得した場合、20点を加算 | 10~40 |
| 労働安全衛生確保への取組 | ★ エコアクション21の認証取得 | エコアクション21の認証を取得した場合、10点を加算(ただし、ISO1400シリーズとの重複加算は行わない) | 10~20 |
| | ★ 産業廃棄物の処理体制 | 処分業を行っている場合20点、処分に係る委託契約を行っている場合10点、収集運搬業を行っている場合10点を加算 | 10~20 |
| 雇用・労働者福祉への配慮 | 労働安全衛生法関係資格者数 | 有資格者又はCCUS登録者1名につき2点を加算(上限10人) | 2~20 |
| | ★ 労働災害防止への取組 | 建設業労働災害防止協会の会員である者に10点を加算 | 10 |
| | ★ 常時雇用者人数 | 総雇用者数により加算する。雇用者1名につき2点を加算(上限30人) | 2~60 |
| 建設産業の興振 | ★ 障害者雇用 | 法定義務建設業者(40人以上雇用)は、雇用率(2.5%以上)を達成するために必要な雇用者数に1を加えた人数以上を雇用した場合、20点を加算 非法定義務建設業者は、障害者を1名以上雇用している場合、20点を加算 | 20 |
| | ★ 次世代育成支援等への取組 | 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律若しくは次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定届の届出を行っている又はわかやま健康づくりチャレンジ運動実施要綱に定めるわかやま健康推進事業所の認定を受けている者に5点を加算(重複可能) | 5~10 |
| | ★ 完全週休二日制への取組 | 就業規則等で完全週休二日制を規定し労働基準監督署に届け出た場合、30点を加算 | 30 |
| ★ 建設業関連学科新規卒業生雇用 | 新規卒業生(卒業後、1年未満の雇用に限る)の雇用1名につき、5点を加算(上限4人) | 5~20 | |

品質確保のための業者評価

最大 440点

| 分野 | 項目 | 評価の基準 | 付与点数 |
|-------------------|--|--|---------|
| 施工能力 | 工事成績 | 工事成績評定点65点を基準として加算・減点を行う | △60~140 |
| | ★ 高得点工事成績 ※ | 工事成績評定点が75点以上の場合、30点を加算 | 30~60 |
| | ★ 和歌山県優良工事表彰 ※ | 和歌山県優良工事表彰を受けた場合、30点を加算 | 30 |
| | 技術者数 | 技術者数に応じて加算(技術者は経営事項審査で規定する者) 1級技術者…10点 2級技術者、登録基幹技能者又はCCUSレベル4若しくはレベル3…5点 その他技術者…3点 | 3~180 |
| | 技術力向上への取組(OPD) | 推奨単位数以上の単位を取得した技術者1名につき2点を加算(上限5人) | 2~10 |
| ★ 優秀施工者国土交通大臣顕彰 ※ | 優秀施工者国土交通大臣顕彰を受けた技術者を1名以上雇用している場合、20点を加算 | 20 | |

★:6ヶ月ごとの点数見直しの対象となる項目

※:「和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱」別表1・1(過失による粗雑工事等)による入札参加資格停止措置を受けた者に対しては、停止措置を受けた日から2年間、加算を行わない項目

ランク付け(格付け)のための総合点数

■建設工事入札参加資格審査取扱い基準

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/shinsa/index_d/fil/9-1_0607.pdf

■建設工事入札参加資格審査に係る総合点数算定取扱い基準

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/shinsa/index_d/fil/9-2_0607.pdf

■工事成績評定要領

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081600/hyoutei/d00154488.html>

発注基準

工事を適正に施工し品質を確保するためには、施工能力に応じた発注が必要です。このため各工種ごとに県内統一のランク付けを行い、ランクごとに発注基準額を定めています。

■格付け基準及び発注基準

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/shinsa/index_d/fil/9-3_0607.pdf

ランク付け(格付け)の方法と発注基準額

○土木一式工事については、総合点数によりA~Dの4つのランクに格付けを行います。
○建築一式工事、管工事、電気工事については、総合点数によりA~Cの3つのランクに格付けを行います。
○その他の工種については、全ての入札参加者をWという1つのランクに格付けします。

| 工種 | ランク | 総合点数 | 発注基準額 | 備考 |
|--------------|-----|------------|--------------------|---|
| 土木一式工事 | A | 1,000点以上 | 3,000万円以上 | ■直近下位ランクへの入札参加資格については当分の間見合わせます。 |
| | B | 880~999点 | 1,500万円以上3,000万円未満 | |
| | C | 750~879点 | 600万円以上1,500万円未満 | |
| | D | 750点未満 | 600万円未満 | |
| 建築一式工事 | A | 700点以上 | 3,000万円以上 | ■上位ランクに格付けされている入札参加者は、下位ランクの入札参加が可能です。 ■ただし、所在地が和歌山市のAランク事業者はBランクまでとします。 |
| | B | 600~699点以上 | 1,000万円以上3,000万円未満 | |
| | C | 600点未満 | 1,000万円未満 | |
| 管工事 | A | 690点以上 | 3,000万円以上 | ■上位ランクに格付けされている入札参加者は、下位ランクの入札参加が可能です。 ■ただし、所在地が和歌山市のAランク事業者はBランクまでとします。 |
| | B | 580~689点以上 | 800万円以上3,000万円未満 | |
| | C | 580点未満 | 800万円未満 | |
| 電気工事 | A | 660点以上 | 3,000万円以上 | ■上位ランクに格付けされている入札参加者は、下位ランクの入札参加が可能です。 |
| | B | 520~659点以上 | 800万円以上3,000万円未満 | |
| | C | 520点未満 | 800万円未満 | |
| その他の工種(専門工事) | W | すべての入札参加者 | | ■とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事、舗装工事 など |

不正及び不適格行為による処分について

格付けの一時取消し

| 項目 | ランク一時取消し条件 | 取扱基準 |
|-----------|---------------------------------|------------------------------|
| 外注比率・技術者数 | 完成工事原価に占める外注費の割合が95%以上、かつ技術者が1名 | 取消し条件が解消するまでの間、格付けを取り消すものとする |
| 営業所実態 | 許可標識不掲示、郵便物不達、常時転送電話等実態が伴わない場合 | |

ランクダウン

| 項目 | 審査内容 | ランク取扱基準 |
|------------|--------------------------------|------------------------------------|
| 工事成績等 | 著しく工事成績が低い場合(工事成績評定点が55点未満) | 90日のランクダウン |
| | 施工体制Gメンによる指摘を受けた場合 | 1年間で指導書の累積2枚または改善勧告書1枚で、90日のランクダウン |
| 工事実績情報システム | システムへの登録を怠った場合 | 90日のランクダウン |
| 資格認定後の再審査 | 加点の条件を満たさなくなったにもかかわらず、届出を怠った場合 | 90日のランクダウン |
| 産業廃棄物管理票 | 適正な処理を行わなかった場合 | 90日のランクダウン |
| 労働保険 | 雇用保険料の未納がある場合 | 納付までの間ランクダウン |
| 社会保険 | 社会保険料の未納がある場合 | 納付までの間ランクダウン |